奈良県広域水道企業団「週休２日工事」実施要領

１．目的

本要領は、建設業の働き方改革を推進するため、奈良県広域水道企業団（以下「企業団」という。）が発注する「週休２日工事」に関し、必要な事項を定めるものとする。

２．対象工事

週休２日工事の対象は、企業団が発注する土木工事及び水道施設に係る工事（建築工事及び建築設備工事を除く。）のうち、企業団が適用する次に掲げる積算基準又は歩掛に基づいて積算する工事（以下「対象工事」という。）とし、特記仕様書にその旨を明記するものとする。

ア．　水道施設整備費に係る歩掛表（国土交通省）

イ．　土木工事標準積算基準書（国土交通省）及び土木工事標準積算基準書読替規程（奈良県県土マネジメント部）

ウ．　下水道用設計標準歩掛表（日本下水道協会）

ただし、次に掲げる工事は対象外とする。

（１）　災害復旧工事のうち、公益又は人命の保護のため緊急を要する工事

（２）　緊急対応工事

（３）　維持等の総価契約工事

（４）　現場閉所が困難な工事その他週休２日工事にそぐわないと発注者が認める工事

３．用語の定義

（１）工事着手日

本要領における「工事着手日」は、工事開始日以降に、実際の工事のための準備作業（現場事務所の設置、測量等）に着手する日をいう。

（２）完成通知日

本要領における「完成通知日」は、工事完成通知書の提出日をいう。

（３）対象期間

本要領における「対象期間」は、工事着手日から完成通知日までの期間をいう。ただし、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間及び発注者が特記仕様書により事前に対象外としている期間（労働基準法第３３条に該当すると認められる場合等）は含まない。

（４）現場閉所

本要領における「現場閉所」は、巡回パトロール、保守点検等の現場管理上必要な作業及び交通誘導警備業務を行う場合を除き、事務作業を含め、１日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。雨天時等により現場閉所となった場合も、現場閉所として取り扱うものとする。ただし、資材搬入、運搬業務等の作業を行う場合は、現場閉所とはならない。

（５）週休２日

本要領における「週休２日」は、対象期間内の全ての土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下「祝日」という。）を現場閉所とすることをいう。

１週間は月曜日から日曜日までを基本とする。受注者の責によらず土曜日、日曜日又は祝日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に監督職員へ通知した上で、同一の週に代替の現場閉所日を指定するものとし、当該代替日が現場閉所されたことをもって、代替された土曜日、日曜日又は祝日が現場閉所されたものとみなす。火曜日から木曜日までの祝日は、同じ週の月曜日又は金曜日に振り替えることができる。

夜間工事の場合は、週７回の夜間のうち、土曜日から日曜日にまたがる夜間、日曜日から月曜日にまたがる夜間及び祝日からその翌日にまたがる夜間を現場閉所とすることをいう。

（６）多様な働き方の実現

多様な働き方を実現する観点から変形労働時間制等を適用する場合の休日は、土曜日・日曜日及び祝日以外に計画することも可能とする。この場合、事前に監督職員に通知した上で、工期中の総現場閉所日数が土曜日・日曜日及び祝日を現場閉所した場合と同等であることをもって週休２日が実施されたものとみなす。なお、変形労働時間制を適用する場合は、事前に施工計画書に反映した上で労働基準監督署に提出した「労使協定」、「変更した就業規則」の写しを提出することとし、現場閉所日数が土曜日・日曜日及び祝日を現場閉所した場合と比較して少ない場合も週休２日が実施されたものとみなす。

４．対象工事である旨等の明示

（１）　発注者は、週休２日工事を発注するに当たり、特記仕様書に週休２日工事の対象である旨を記載するものとする。（別紙１参照）

（２）　工事契約後、対象期間において、災害復旧、緊急対応等の受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じた場合は、受発注者間で協議し、週休２日の対象外とする作業及び期間を定めることができる。

（３）　前号により対象外とする期間は必要最小限とするものとし、当該期間においても、技術者及び技能労働者が交替で休日を確保できるよう努めるものとする。

５．実施内容

週休２日工事における週休２日の実施内容は、次のとおりとする。

（１）　受注者は、工事着手日までに週休２日を考慮した工程を検討し、その工程について発注者と協議を行うものとし、協議結果に基づき週休２日の実施の旨を施工計画書に記載するものとする。

（２）　受注者は、週休２日の取得計画が確認できる休日取得計画書（別紙２）（月単位を原則とする。以下「計画書」という。）を作成し、当初の月は工事着手日までに、それ以降は翌月の作業開始前までに監督職員に提出し確認を受けるものとする。計画書では、対象期間内の土曜日・日曜日及び祝日は全て休日とすることを原則とする。

（３）　受注者は、前号に規定する計画書に対する休日取得実績書（別紙３）（以下「実績書」という。）を計画対象月の翌月に速やかに（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）発注者に提出し確認を受けるものとする。受注者は、建設業の働き方改革を推進する観点から、土曜日・日曜日及び祝日は全て休日となるように努めるものとする。

（４）　受注者は工事中、週休２日工事である旨を示す「取り組み看板」を、現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に設置するものとする。

（５）　受注者は、工事完成図書において、工事現場に「取り組み看板」を設置したことが分かる写真等を提示し、監督職員の確認を受けるものとする。

６．工期の設定

発注者は、工事を週休２日工事の対象とする場合は、週休２日の確保に必要な日数を考慮するとともに、施工条件等を踏まえた適正な工期を設定するものとする。

７．工事成績評定

発注者は、工事成績評定の対象となる週休２日工事において、週休２日が達成された場合は、工事成績評定基準において評価するものとする。

また、提出された工程表が週休２日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者に週休２日に取り組む姿勢が認められない場合は、内容に応じて工事成績評定基準を減ずる措置を行うものとする。

８．その他

本要領に定めのない事項又は本要領により難い事項については、受発注者間で協議して定めるものとする。

附則

（１）　この要領は、令和８年８月１日から施行する。

（２）　この要領は、次に掲げる対象工事に適用する。

ア．　広域水道センターが令和８年８月１日以後に起工する対象工事

イ．　広域水道センター以外の事務所が令和８年１０月１日以後に起工する対象工事

（３）　広域水道センター以外の事務所は、令和８年８月１日から同年９月３０日までに起工する対象工事についても、本要領を適用することができる。

別紙１

特記仕様書記載例

第〇条　週休２日工事

（１）　本工事は、奈良県広域水道企業団「週休２日工事」実施要領（以下「要領」という。）に基づく週休２日工事の対象工事である。

（２）　本工事において、対象期間からあらかじめ除外する期間は、次のとおりとする。

除外期間：〇〇

理　　由：〇〇

※該当がない場合は「なし」と記載する。

（３）　週休２日工事の実施方法、提出書類その他必要な事項は、要領によるものとする。